

第6章 公文書公開

○北上地区広域行政組合情報公開条例

（平成19年10月25日）
（条例第2号）

改正 平成26年2月19日条例第1号
平成28年2月16日条例第1号

平成27年10月22日条例第1号
平成29年10月20日条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条—第18条）
- 第3章 審査請求（第19条・第20条）
- 第4章 雑則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり住民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、北上地区広域行政組合（以下「組合」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって組合行政を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民の的確な理解と信頼の下に公正な組合行政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 組合の管理者（以下「管理者」という。）、監査委員及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、行政文書の開示を求める権利が十分尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより、行政文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手續）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で

あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）より特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているも

のその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らし
て合理的であると認められるもの

- (4) 組合、国の機関、独立行政法人等、組合以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 組合、国の機関、独立行政法人等、組合以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国、独立行政法人等、組合以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 組合以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（平26条例1・平27条例1・平29条例1・一部改正）

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することがで

きるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限
（事案の移送）

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議のうえ、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとする。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 開示請求に係る行政文書に組合、国、独立行政法人等、組合以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第16条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（法令等による開示の実施との調整）

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第18条 開示請求を行い、文書又は図画の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 開示請求を行い、電磁的記録の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求（平28条例1・改称）

（審査請求に対する裁決）

第19条 開示決定等について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求があったときは、実施機関は、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。この場合において、当該裁決は、審査請求を受理した日から起算して30日以内に行うよう努めなければならない。

（平28条例1・一部改正）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平28条例1・一部改正）

第4章 雑則

（行政文書の管理）

第21条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を

適正に管理しなければならない。

- 2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の行政文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けなければならない。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

- 第22条** 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

（補則）

- 第23条** この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合情報公開条例施行規則

(平成19年12月18日)
(規則第2号)

改正 平成28年3月22日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、北上地区広域行政組合情報公開条例（平成19年北上地区広域行政組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政文書開示請求書)

第2条 条例第6条第1項の書面は、行政文書開示請求書（様式第1号）によるものとする。

(開示決定等の通知)

第3条 条例第11条の規定による通知は、次の各号に掲げる行政文書の開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 行政文書の全部を開示するとき 行政文書開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 行政文書の一部を開示するとき 行政文書部分開示決定通知書（様式第3号）
- (3) 行政文書の全部を開示しないとき 行政文書不開示決定通知書（様式第4号）

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第4条 条例第12条第2項の規定による通知は、行政文書開示決定等期限延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

(開示決定等の期間の特例適用に係る通知)

第5条 条例第13条の規定による通知は、行政文書開示決定等期間特例適用通知書（様式第6号）により行うものとする。

(事案の移送の通知)

第6条 条例第14条第1項の規定による通知は、行政文書開示請求事案移送通知書（様式第7号）により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出機会の付与の通知等)

第7条 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第15条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第15条第1項の規定による通知を書面により行う場合の通知及び同条第2項の規定による通知は、行政文書の開示に関する意見照会書(様式第8号)により行うものとする。

4 条例第15条第3項の規定による通知は、行政文書の開示決定に関する通知書(様式第9号)により行うものとする。
(電磁的記録の開示の実施の方法等)

第8条 条例第16条第1項の規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
(1) 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、実施機関が保有する電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、又は視聴することができるもの	閲覧又は視聴
(2) 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、実施機関が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの閲覧又は写しの交付

A (北上広域一七) 六三一

2 実施機関は、閲覧又は視聴の方法による行政文書の開示を受けた者が当該開示を受けた行政文書を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認めると

きは、当該閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(費用負担の額)

第9条 条例第18条第1項の規定により文書又は図画の写しの交付を受ける者が負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

区 分	金 額
1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのもので、白黒で複写したものに限り。以下同じ。）	片面1枚につき10円
2 1の項に掲げる写し以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

2 条例第18条第2項の規定により電磁的記録の開示を受ける者が負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

区 分	金 額	
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したもの	1 乾式の複写機による写し	片面1枚につき10円
	2 1の項に掲げる写し以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

3 条例第18条第1項及び第2項の規定により負担しなければならない費用は、行政文書の開示の実施の際に徴収する。

(写しの送付の求め)

第10条 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

北上地区広域行政組合

様

請求者 住所

氏名

[法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称並びに代表者の職及び氏名]

連絡先 電話 ()

行政文書開示請求書

北上地区広域行政組合情報公開条例第6条の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

<p>行政文書の名称 その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項</p>	<p>(開示を求める行政文書の名称又は開示を求める内容をできるだけ具体的に記載してください。)</p>
<p>求める開示の実施の方法 (該当する□に✓印を記入してください。)</p>	<p>1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送の希望)</p> <p>2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴</p> <p>3 電磁的記録のうち紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送の希望)</p> <p>※ 求める開示の実施の方法は、開示決定後に申し出ること (変更することを含む。) もできます。</p>

B [北上広域一九] 六三四

様式第2号 (第3条関係)

第 号
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

行政文書開示決定通知書

年 月 日付で請求のあった行政文書の開示について、北上地区広域行政組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することにしましたので通知します。

開示請求のあった行政文書の名称	
開示を実施する日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示を実施する場所	
開示の実施に要する費用の額	
事務局等	電話 () 内線
摘要	

備考

- 1 指定された開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめ事務局へ連絡してください。
- 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 「開示の実施に要する費用の額」には、写しの交付を求めた場合に負担していただく額（郵送を希望した場合は、郵送料を含む。）を記載しています。

様式第3号 (第3条関係) (平28規則1・一部改正)

第 号
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

行政文書部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示について、北上地区広域行政組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を除いて開示することにしましたので通知します。

開示請求のあった行政文書の名称	
開示を実施する日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示を実施する場所	
開示しない部分	
上記部分を 開示しない理由	北上地区広域行政組合情報公開条例第7条第 号該当
開示の実施に要する 費用の額	
事務局等	電話 () 内線
摘要	

備考

- 1 指定された開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめ事務局へ連絡してください。
- 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 「開示の実施に要する費用の額」には、写しの交付を求めた場合に負担していただく額（郵送を希望した場合は、郵送料を含む。）を記載しています。
- 4 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北上地区広域行政組合に対して審査請求をすることができます。
- 5 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上地区広域行政組合を被告として（訴訟において北上地区広域行政組合を代表する者は、北上地区広域行政組合となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、上記4の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

B
〔北上広域一九〕 六三六

様式第4号 (第3条関係) (平28規則1・一部改正)

第 号
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

行政文書不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示について、北上地区広域行政組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことにしましたので通知します。

開示請求のあった行政文書の名称	
開示しない理由	北上地区広域行政組合情報公開条例第7条第 号該当
事務局等	電話 () 内線
摘要	

備考

- 1 この決定(以下「処分」といいます。)について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北上地区広域行政組合に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上地区広域行政組合を被告として(訴訟において北上地区広域行政組合を代表する者は、北上地区広域行政組合となります。)提起しなければなりません(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

様式第5号 (第4条関係)

第 号
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

行政文書開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあつた行政文書の開示について、北上地区広域行政組合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求のあつた行政文書の名称	
延長前の期間	年 月 日から (15日間) 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
延長の理由	
事務局等	電話 () 内線
摘要	

B
〔北上広域一九〕 六三八

様式第6号 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

行政文書開示決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けで請求のあつた行政文書の開示について、北上地区広域行政組合情報公開条例第13条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求のあつた行政文書の名称	
上記の行政文書のうち開示請求があつた日から起算して45日以内に開示決定等をする部分	
北上地区広域行政組合情報公開条例第13条の規定を適用する理由	
残りの行政文書について開示決定等をする期限	年 月 日まで
事務局等	電話 () 内線
摘要	

D (北上広域一五) 六三九

様式第7号 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

行政文書開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあつた行政文書の開示について、北上地区広域行政組合情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求のあつた行政文書の名称	
移送をした実施機関	
移送を受けた実施機関	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
事務局等	電話 () 内線
摘要	

D (北上広域一五) 六四〇

様式第8号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

行政文書の開示に関する意見照会書

北上地区広域行政組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり、
 に関する情報が記録された行政文書について開示の請求がありました。
 つきましては、同条例第15条第 項の規定により、当該行政文書を開示するか
 どうかの決定を行うに当たり、御意見をお聴きしたいので、行政文書の開示に関
 する意見書（別紙）に御記入のうえ、御返送くださるようお願いします。

開示請求のあつた行政文書の名称	(開示請求された行政文書に記録されているあなたの情報の内容)
開示請求の年月日	年 月 日
※北上地区広域行政組合情報公開条例第15条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由	北上地区広域行政組合情報公開条例第15条第2項第号に該当 (理由)
意見書の提出先	
意見書の提出期限	
事務局等	電話 () 内線
摘要	

備考 ※印の欄は、北上地区広域行政組合情報公開条例第15条第2項の規定による通知の場合に限り記載してあります。

(別紙)

年 月 日

北上地区広域行政組合

様

申出者 住所

氏名

[法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の
所在地及び名称並びに代表者の職及び氏名]

連絡先 電話 ()

行政文書の開示に関する意見書

年 月 日付けで照会のあつたことについて、次のとおり回答します。

開示請求のあつた 行政文書の名称	
意 見	
1 開示することについて支障がない。	
2 開示することについて支障がある。 (1) 支障がある部分	
(2) 支障がある理由	

備考

- 1 「意見」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。
- 2 「2 開示することについて支障がある。」を○印で囲んだ場合には、「(1) 支障がある部分」欄及び「(2) 支障がある理由」欄も記載してください。

様式第9号 (第7条関係) (平28規則1・一部改正)

第 号
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

行政文書の開示決定に関する通知書

先に照会しました に関する情報が記録されている行政文書については、次のとおり開示することにしましたので通知します。

開示請求のあった行政文書の名称	(開示決定することとした の情報の内容)
開示することと決定した理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務局等	電話 () 内線
摘要	

備考

- この決定 (以下「処分」といいます。) について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北上地区広域行政組合 に対して審査請求をすることができます。なお、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに審査請求と併せて執行停止の申立てをする必要があります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上地区広域行政組合を被告として (訴訟において北上地区広域行政組合を代表する者は、北上地区広域行政組合 となります。) 提起しなければなりません (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。